

教育委員会提出議案

第5号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条の3」を「第6条第7項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>（短時間勤務職員の給料月額の端数計算）</p> <p>第3条 条例第6条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第<u>6条の3</u>の規定による<u>再任用短時間勤務職員</u>の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>	<p>（短時間勤務職員の給料月額の端数計算）</p> <p>第3条 条例第6条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第<u>6条第7項</u>の規定による<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>